

外貨預金をご利用のお客さまへ

株式会社 みなと銀行

お取引のない「外貨普通預金」の解約について

拝啓 ますますのご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社が2025年に予定している事務システムの統合（以下「本統合」といいます。）に伴い、為替手数料の割引計算を窓口で行うこととなり、払戻手続の際等における待ち時間の長時間化等によってお客さまにご迷惑をおかけする可能性があることから、一定の商品につきましては新規のお預かりを停止する等サービスの縮小を進めております。

以上の状況に鑑み、弊社は、今後、外貨預金規定8.（3）において定める入出金のない預金口座に係る解約の要件たる「一定の期間」を下記のとおり、「一年間」と定めることといたします。なお、かかる期間の指定の効力は、公表日をもって生ずるものとし、今般の指定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 対象規定 外貨預金規定
- 対象箇所 8.（入出金の停止および解約）の（3）

対象箇所
8.（入出金の停止および解約） （1）次の各号記載の事由のいずれかが発生した場合は、当社は、外貨普通預金口座、または非居住者円普通預金口座に関する入金および出金を停止し、または預金者に通知することにより、外貨普通預金口座、または非居住者円普通預金口座を解約することができるものとします。上記の入出金の停止および解約には、預金者の同意を要しないものとします。解約通知の預金者へ到達のいかんにかかわらず、当社が預金者の届出の住所に宛てて解約通知を発信した時に解約されたものとします。 ・ ・ （3）預金者が、 <u>当社が別途定めて公表する一定の期間中、外貨普通預金または非居住者円普通預金の入金又は出金をしなかった場合には、当社は、前記（1）の規定に準じて、当該預金口座を解約することができるものとします。</u> ・・・

3. 期間の指定について

外貨預金規定8.（3）に規定する「一定の期間」を「一年間」とさせていただきます。なお、当面の間、「一年間、残高が0円の状態が継続し、かつご入金又はご出金がない口座」を解約の対象といたします。

以上